

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年5月30日

山形市監査委員	玉田芳和
同	村山秀幸
同	渡辺元
同	中野信吾

### 記

#### 1 定例監査

##### (1) 監査の対象部課等

上下水道部 総務課、給排水課、下水道建設課  
教育委員会 中央公民館、元木公民館

##### (2) 監査の期間

平成31年4月15日から令和元年5月28日まで

##### (3) 監査の範囲

平成30年度の事務事業の執行状況

##### (4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

##### (5) 監査委員の関与

斎藤武弘前監査委員及び斉藤栄治前監査委員は平成31年4月30日までの監査に関与した。

##### (6) 監査の結果

別記1のとおり

## 2 随時監査

(1) 監査の対象部課等

教育委員会          社会教育青少年課

(2) 監査の期間

平成31年4月26日から令和元年5月28日まで

(3) 監査の範囲

平成30年度の元木公民館に係る財産の貸付、使用許可状況

(4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類の監査を実施した。

(5) 監査委員の関与

斎藤武弘前監査委員及び斉藤栄治前監査委員は平成31年4月30日までの監査に関与した。

(6) 監査の結果

別記2のとおり

別記 1

定例監査結果

部課等名	監査の結果
上下水道部	指摘する事項はなかった。
教育委員会 元木公民館	指摘事項 1件 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 備品管理事務において、廃棄した備品が備品台帳に登録されたままになっており、現在高報告書の提出にあたっての確認が不十分なものがあつた。

別記 2

随時監査結果

部課等名	監査の結果
教育委員会	指摘する事項はなかった。